

厚岸町教育大綱



平成27年8月

厚 岸 町

厚岸町教育大綱

I 厚岸町教育大綱の位置づけ

厚岸町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「第5期厚岸町総合計画 後期行動計画」（平成27年3月策定）をもとに定めるものです。

この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

II 大綱の実施期間

大綱の実施期間は、平成27年度～29年度までの3年間としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

III 厚岸町が目指す教育

今日、少子高齢化や情報化、グローバル化の進展など社会環境の急速な変化に伴い、子ども達の規範意識や倫理観の低下、人間関係の希薄化に伴う社会性の未発達などが全国的な教育課題となっています。こうした中、国は、次代を見据えた教育の実行に向けて、「自立、協働、創造」をキーワードに抜本的な教育改革を急速に進めています。

本町で育つ子ども達には、これらの社会情勢の変化に対応し、自らの未来を切り拓いて生きていくための基礎的な力を身に付けさせなければなりません。そのためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、児童生徒の学力・体力の向上や心の教育の充実を図る必要があります。本町の未来を担う児童生徒が、自らの夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶことができる学校教育の充実と、町民生活に潤いと活力を生み出すための文化・スポーツの振興に向けた取組を推進していきます。

IV 具体的な3つの基本指針

- 1 自らの夢や希望を実現する教育の充実
- 2 安心・安全な教育環境の整備と支援の充実
- 3 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

基本指針1 自らの夢や希望を実現する教育の充実

教育の役割は、子ども達が夢や希望をもち、自分の未来を切り拓いて生きていけるよう、基礎的・基本的な力を身に付けさせることにあります。

このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」をバランスよく育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現する教育を進めます。

- 進んで学び、共に学び合う活動を通して、「確かな学力」「健康な体」を身に付ける教育を推進します。
- 規範意識や思いやりの心の育成を通して、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。
- 教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、信頼される学校づくりを推進します。
- 防災教育、ふるさと教育、環境教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育を推進します。
- 他者や社会との関わりの中で自己確立を図り、自らの夢や希望を実現する教育を推進します。
- 児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。

基本指針2 安心・安全な教育環境の整備と支援の充実

子ども達に対し健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と同時に安全な教育環境の整備が大切です。

このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。

- 安全で安心な給食の提供とともに、地産地消による食育を推進します。
- 教育施設・設備の充実に努めるとともに、廃校舎の有効な利活用を図ります。
- 良好で質の高い学びを実現する ICT 教育の充実に努めます。
- 豊かな学びを広げる学校図書館や情報館を活用した教育の充実に努めます。
- 地元高校の通学助成や学校施設整備の充実支援に向け、関係機関に働きかけます。
- 幼児の教育・保育の充実を図るとともに、小学校への円滑な移行に努めます。

基本指針3 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。

このため、町民だれもが豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整えるとともに、地域を担う人材の育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。

- 町民だれもが生涯にわたって学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- 地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。
- 郷土の歴史を伝える文化財の保護・保存とともに、展示や情報発信に努めます。
- 町民だれもが健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを促進します。